

標準協定文(実施設計、計画設計)の一部改正について (概要)

1. 改正理由

標準協定文の一部改正は、地方公共団体とJSとが締結しております協定の内容を詳細に記述することで、委託内容の明確化、業務の効率化を進めることとなり、その結果、より一層の信頼関係の構築に寄与するために行うものです。

2. 改正する協定及び改正時期

○令和5年度改正 標準協定6(実施設計)、標準協定7(計画設計)

※この改正は、令和5年10月1日から適用する。

○令和6年度以降改正予定 標準協定8(工事監督監理)、標準協定9(技術的援助)

○参考 令和4年度改正済 標準協定1～5(建設工事)

3. 令和5年度 主な改正内容

	項目	改正内容	改正理由
1	設計の委託	・ JSが行う業務の範囲を規定	・ 現行の標準協定文の規定が不十分であり、JSが負う義務及び責任の範囲が不明確であるため。
2	完了期限	・ 完了期限までに設計を完成させるための予算の確保について委託団体の努力義務を規定 ・ 図書の変更、入札の不調・不落、業務委託契約の延長等のやむを得ない場合、協議の上、完了期限を変更する旨を規定	・ 予算の確保が委託団体の責任である旨を明確にするため(ただし、JSとしては「義務」に紐づく解除や損害賠償まで求めることは意図しておらず、また、やむを得ない事情により予算を確保することができない場合も想定されるため、「努力義務」とした。) ・ 現行の標準協定文に規定がなく、やむを得ない場合に完了期限を延長するには一般的な協議条項による必要があるため。
3	事業費	・ 事業費の費用の内訳を規定 ・ 図書の変更、入札の不調・不落、業務委託契約の金額の変更等がある場合、協議の上、事業費等を変更する旨を規定	・ 現行の標準協定文に規定がなく、委託団体から支払われるべき費用の範囲が不明確であるため。 ・ 現行の標準協定文の規定が不十分であり、事業費等の変更事由が不足しているため。
4	事業費の支払	・ JSが請求する支払の原因となる事実の種類を規定 ・ JSの請求から30日以内に支払うことを規定 ・ 設計業務が翌年度以降に繰越しとなった場合でも、管理諸費は当該年度	・ 現行の標準協定文に規定がなく、事業費の支払の原因や時期についてトラブルになる事例が多いため。

		内に支払う旨を規定	
5	成果物の引渡し等	<ul style="list-style-type: none"> ・二つ以上の業務委託契約により発生する複数の成果物のうち、一つが完了した場合の引渡しを規定 ・引渡しはJ Sの受託業務引渡要領に従い行う旨を規定 ・委託団体の引渡受領義務を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文に規定がなく、引渡しの対象及び受領義務についてトラブルになる事例があるため。
6	著作権の譲渡等	<ul style="list-style-type: none"> ・成果物が著作権法の著作物に該当する場合、引渡し時に無償で譲渡することを規定 ・委託者はJ Sの承諾がある場合に限り内容を公表できる旨を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文に全く規定がなく、事前の承諾なく著作物の内容が第三者に公表されるリスクがあるため。
7	事業費の精算	<ul style="list-style-type: none"> ・精算はJ Sの受託業務精算事務処理要領に従い行う旨を規定 ・精算の結果、委託団体に無利息で差額を還付する旨を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文に規定がなく、精算の内容及び方法が不明確であるため。
8	損害の分担	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的損害、第三者に及ぼした損害、不可効力による損害ごとに土木設計業務等委託契約書を参考に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文の規定が不十分であり、各種損害についてJ S及び委託団体の責任の範囲が不明確であるため。
9	解除権及び解除に伴う措置	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者、受託者ごとに土木設計業務等委託契約書を参考に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文に全く規定がなく、J S及び委託団体による解除の方法及び効果が不明確であるため。
10	損害賠償請求	<ul style="list-style-type: none"> ・委託者、受託者ごとに土木設計業務等委託契約書を参考に規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文に全く規定がなく、損害賠償請求の要件及び方法が不明確であるため。
11	秘密保持	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の履行に関して知り得た情報について秘密保持義務を規定 ・委託団体に貸与する情報の取扱方法を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文に全く規定がなく、事前の承諾なく秘密情報が第三者に開示されるリスクがあるため。 ・従前の情報公開請求事例を踏まえ、J Sのノウハウが委託団体の情報公開手続において第三者に開示されることを防ぐため。
12	端数計算	<ul style="list-style-type: none"> ・端数計算の方法を規定 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の標準協定文に全く規定がなく、統一的な処理が望ましいため。